

# 九州大学経済学会 会則

第1条 本会は九州大学経済学会という

第2条 本会は経済学の研究及び発表を目的とする

第3条 本会は次の事業を行う

- ・ 雑誌「経済学研究」の発行
- ・ 研究会及び講演会の随時開催
- ・ その他評議員会が適当と認めた事業

第4条 本会は次の者を以て組織する

- ・ 九州大学(経済学部・大学院経済学研究院)名誉教授・元教授
- ・ 九州大学大学院経済学研究院教授・准教授・講師
- ・ 九州大学大学院経済学研究院客員教授・客員准教授
- ・ 九州大学経済学部・大学院経済学府学生
- ・ 以上の外申込に基づいて認められた者

第5条 本会には次の機関を置く

- ・ 会 長 評議員のなかから互選する
- ・ 評議員 九州大学大学院経済学研究院教授・准教授・講師をもってあてる
- ・ 運営委員会 評議員会において互選する
- ・ 運営委員会委員長は会長が兼ねる
- ・ 運営委員会に雑誌編集・庶務・会計を置く
- ・ 会計監査 評議員会において互選する
- ・ 書 記

第6条 会費は年額 10,000 円とし、学生はその半額とする

第7条 会員は雑誌「経済学研究」の配布を受ける

第8条 本会則の改正及び変更は評議員会の決議による

第9条 本会の事務所を九州大学経済学部事務室に置く